

下水道管路メンテナンス年報の概要(平成29年度結果)

- 平成27年の下水道法改正により、下水道管路のうち腐食のおそれの大きな箇所については、5年に1回以上の頻度での点検が義務づけられました。
- 下水道管路メンテナンス年報は、下水道管路の現況や老朽化対策の必要性をご理解頂くため、点検の実施状況や結果及び対策予定などを取りまとめたものです。

平成29年度の点検実施状況

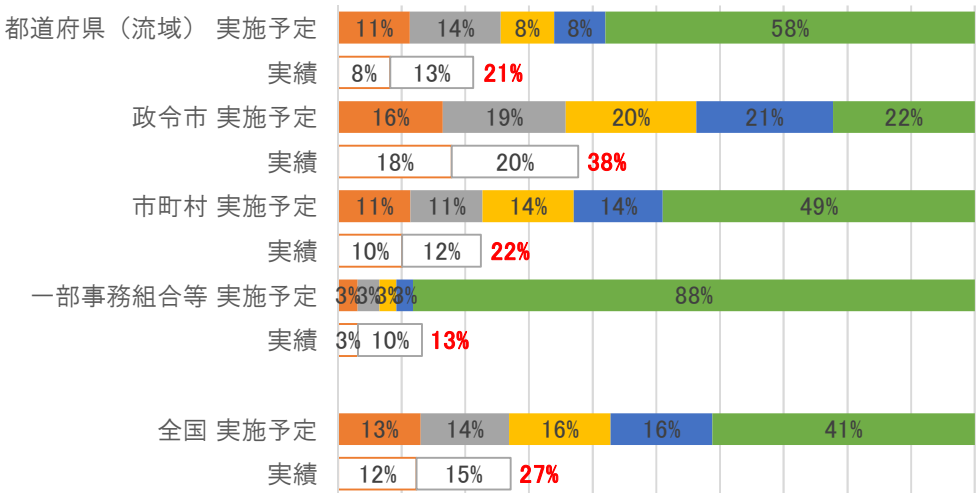
- 点検実施率(腐食のおそれの大きい箇所)
- 平成29年度におけるマンホールの点検実施箇所数は、対象箇所数の約15%にあたる16,516箇所、管渠の点検実施延長は、対象延長の約10%にあたる567kmでした。
 - 平成29年度までの2年間の累計は、マンホールが約27%、管渠が約20%の点検実施率となっています。

点検実施数

集計区分	対象数	点検実施数	点検実施率	点検実施数(累計)	点検実施率(累計)
マンホール (箇所)	112,179	16,516	14.7%	30,381	27.1%
管 渠 (km)	5,446	567	10.4%	1,069	19.6%

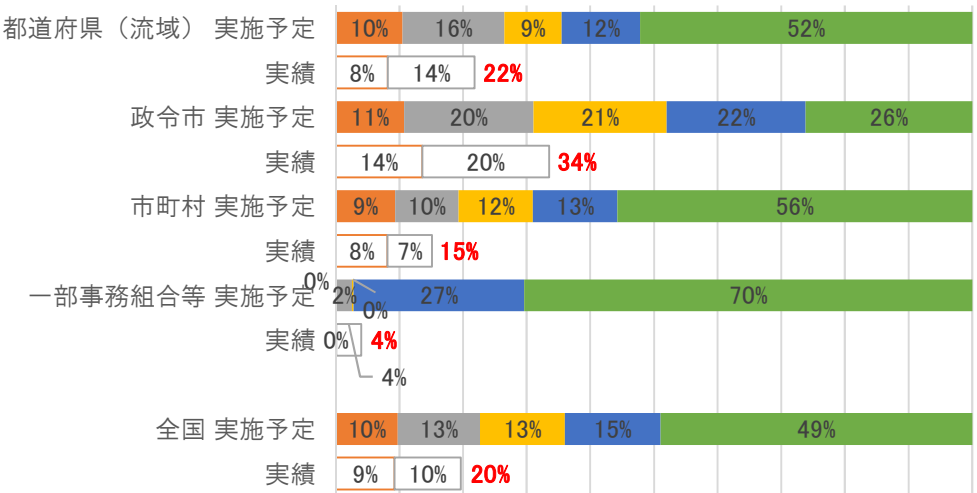
5年間の点検実施予定及び実績(全地方公共団体合計)

＜マンホール＞



■平成28年度 ■平成29年度 ■平成30年度 ■平成31年度 ■平成32年度

＜管渠＞



■平成28年度 ■平成29年度 ■平成30年度 ■平成31年度 ■平成32年度

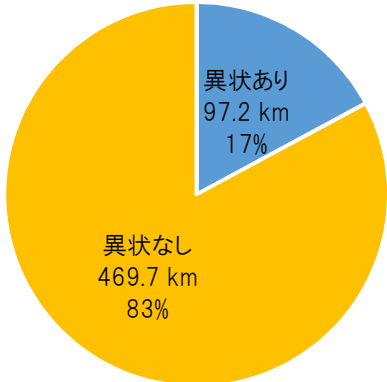
下水道管路メンテナンス年報の概要(平成29年度結果)

平成29年度の点検調査結果 ※腐食のおそれの大きい箇所

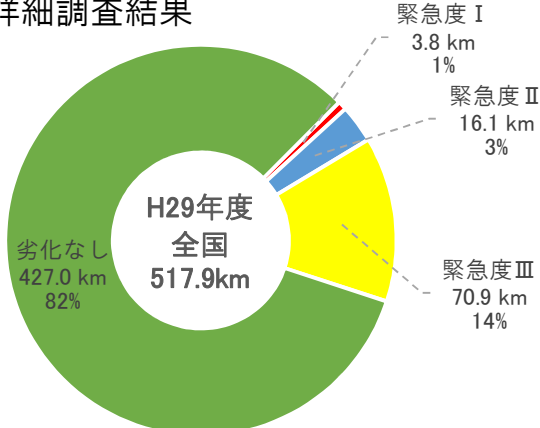
○点検・調査結果

- 点検を実施した管渠566.9kmのうち約17%にあたる97.2kmで異常がありました。
- 平成29年度に実施した管渠の調査による緊急度の判定区分の割合は、Ⅰ 1%、Ⅱ 3%、Ⅲ 14%、劣化なし 82%となりました。

■ 管渠の点検結果



■ 管渠の詳細調査結果



※ 下水道管路の緊急度の判定区分について

緊急度	区分	対応の基準
Ⅰ	重度	速やかに措置が必要な場合。
Ⅱ	中度	出来るだけ早期に対策が必要な場合。
Ⅲ	軽度	劣化状況を確認しながら、対策時期を検討。
劣化なし	—	—

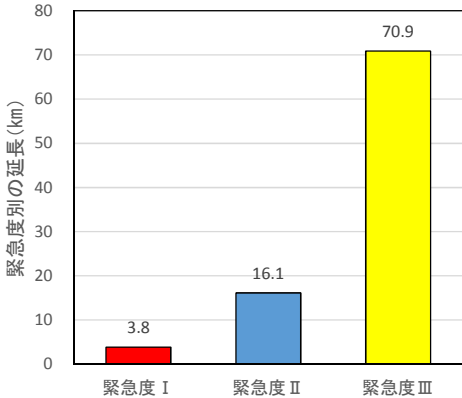
「緊急度Ⅰ」とは速やかな措置が必要となりますが、道路陥没等は発生していない状態です。調査により緊急度Ⅰの状態であることが判明した場合には、「予防保全」として速やかに対策を講じることで、道路陥没等の事故を未然に防ぐことができます。

緊急度Ⅰの対策予定

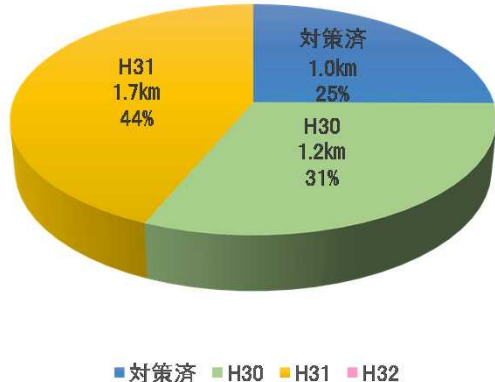
○調査結果と対策実施予定

- 平成29年度に実施した詳細調査により、緊急度Ⅰが3.8km、緊急度Ⅱが16.1km、緊急度Ⅲが70.9kmと判定されました。
- 速やかな措置が必要とされる緊急度Ⅰと判定された3.8kmについては、平成31年度までに全て対策を完了する予定です。

■ 管渠の詳細調査結果



■ 緊急度Ⅰの対策実施予定



■ 対策済 ■ H30 ■ H31 ■ H32